

ご存じですか？

年1回の申込みで 反復して利用できる保証制度

返済原資特定手形貸付根保証制度

毎日の業務が忙しくて、
複雑な手続き
は苦手なんだ
よね。



簡単

保証申込は
年1回

実は、来月にも資金が
必要なんだけど…



早く

必要な時に
素早く対応

予定どおりいかず、
またすぐに必要
になったら
どうしよう…



安心

融資枠で
資金繰りに余裕

こんな時にご利用いただいています

- 「診療が増え、売掛金増加。商品の仕入、経費支払があるけど…」 (医療・福祉)
- 「工期が長く、工事代金を回収するまでの外注支払があるけど…」 (建設業)
- 「受注が増え、経費支払が先行。運転資金が足りない…」 (製造業)

※ 1年以上、同一事業を営んでいる必要があります

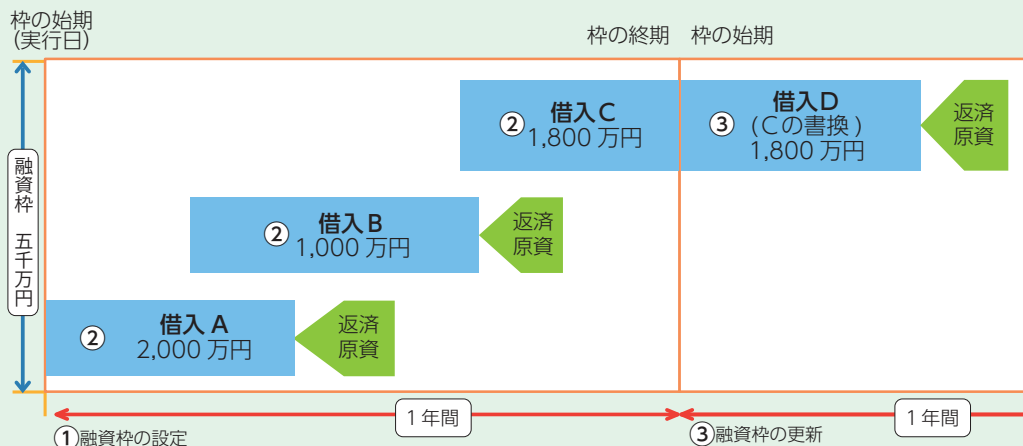
※ 個々の借入に、返済原資の特定が必要です (確認資料の提出)

※ 売掛債権の振込口座は、取扱金融機関のお客様の口座に限定されます

● 制度概要

制度名	返済原資特定手形貸付根保証制度																			
対象者	県内において1ヶ年以上引き続き同一事業を営み、返済原資としての売掛債権を有する中小企業者																			
保証限度額	2億8千万円 貸付残高は、常時極度額を超えないものとします。																			
資金用途	運転資金																			
保証期間	1年以内 *但し、初回利用時の終期は、確定決算の申告期限から3ヶ月以内とし、保証期間は1年5ヶ月以内となります。 *個々の貸付金は、保証期間内の借入に限ります。																			
返済方法	一括返済																			
担保	必要に応じて徴求																			
保証人	原則として、法人代表者以外不要																			
信用保証料率	カテゴリ料率区分 お客さまの個々の経営状況に応じて、9段階に区分され、利用される方ごとに異なります。(年、%) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> 中小会計(基本要領)準拠または会計参与設置、および有担保(代理受領合)については、それぞれ0.1%の割引があります。		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45												
貸付利率	金融機関所定																			
売掛債権	①申込時に売掛先予定明細書を提出し、返済原資となる売掛先を申告していただきます。但し、売掛先予定明細以外の売掛債権であっても、ご利用いただけます。 ②売掛債権の振込は、申込金融機関のお客様の口座に限ります。 ③借入の都度、売掛債権の確認資料の提出が必要です。 (注)確認資料は、売掛先、売掛金額及び名宛人の記載された請負工事契約書(受注工事明細書含む)、発注書・納品書、支払通知書等																			
更新	本制度を引き続き利用する場合は、新規申込みによる借換えが必要です。 *期限時残高がある場合は、手形の書換えが必要となります。																			

■ 返済原資特定手形貸付根保証制度のイメージ(例)



【制度利用の流れ】

- ①保証申込をいただき、1年間の融資枠5,000万円を審査の結果、設定いたします。
* 融資枠に対する1年間の信用保証料が必要となります。
- ②返済原資を特定した借入であれば、融資枠の範囲内で反復してご利用いただけます。
* 取扱金融機関における、審査・手続きは別途、必要です。
- ③融資枠を継続する場合は、新たに保証申込をいただき融資枠の更新を行います。
* 期日に残高がある場合は、返済原資の回収期日に合わせて書換えが必要となります。

本制度のご利用は、金融機関、信用保証協会へお問合せください



熊本県信用保証協会

〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

TEL:096-375-2000
FAX:096-375-2002

www.kumamoto-cgc.or.jp/



熊本県信用保証協会

検索



当協会のメールマガジンを登録いただいたお客様には、事業経営に役立つ情報をお届けいたします。

[八代支所] 〒866-0842 八代市若草町 10 番地 6 TEL.0965-33-2579 [天草支所] 〒863-0013 天草市今釜新町 3561 番地 TEL.0969-23-2015